

用促進協会が、国の主導のもと(財)高齢者雇用開発協会と組織統合し、平成15年10月1日「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構」として発足し、ことのあることから、県段階でも組織体制の強化を図り、より自立した事業運営ができるよう指導すべきである。

3 農政部

(1) 全国農林水産参加費補助金
県事業との調整のうえ執行方法について検討すべきもの

「山梨県農業まつり実行委員会」の事業のうち、全国農林水産祭への参加は、実行委員会の所管する事務かが明らかでなく、現実の参加者も県職員が中心となっていることなどを勘案すると、県事業との調整を要するものと考え、事業の執行方法について検討された。

(2) やまなし・農村休暇邑育成事業費補助金
実績報告書は補助対象となった事業個別の実績を把握できる内容とすべきもの

補助金交付要綱に規定する実績報告書の様式において、支出経費の明細を記載することを要しないとされているため、どのような経費に支出されたか不明である。
書類でも審査可能な記載様式の見直しを検討されたい。
また、補助先の休暇邑協会における独自財源の確保の可能性を検討し、この事業の一定期間の経過による成果を評価し、終期の検討を行われたい。

(3) 新品種・優良系統選抜事業費補助金
実績報告書の内容を補助事業の実績を検証できる内容とすべきもの

況等を踏まえ、協会の組織体制の見直しを図り、自主的な事業運営を行うよう指導していく。

全国農林水産祭には県産農作物のPRと消費拡大を目的に昭和39年から参加している。
参加にあたってはその目的を達するため、広く県内の農業団体が構成する「山梨県農業まつり実行委員会」が主体となっている。
近年、発展に際し、実行委員会事務局(県農政部農政総務課)が多くの業務を担っているが、本来の参加目的を踏まえ、各構成団体の相応の業務の分担を求めて参加することとしたい。

平成15年度の実績報告においては、会議資料や復命書等の添付を求め、補助対象となった事業個別の実績を把握した。
平成16年度からは、休暇邑協会加盟市町村だけでなく、全県を対象とした都市と農村の交流を進めるため、「やまなし都市農村交流推進事業」に拡充するとともに、観光部が所管することとし、補助金交付要綱において、書面で審査可能な記載様式とした。

平成15年度以降の実績報告書については、「地域の条件に適合した新品種・優

補助金の計画・申請と実績は同額であり、その成果も写真を添付しただけのものである。
事業が如何なる成果を挙げたのか、検証できる実績報告書とするよう検討されたい。

(4) 野菜価格安定事業運営費補助金
自立した事業運営への移行を指導すべきもの

本来、野菜価格安定事業には、その基金の造成に別途補助金を支出している。
このことは、事業主体である協会がその運営を自力で行うべきことを示すものである。

(5) 果樹経営安定事業費補助金
終期を設定すべきもの
補助額は総事業費の5%に過ぎず、かつ長期にわたり定額で支給されている。
団体の経費補助金は、本来の事業から財源を確保すべきであり、自立した事業運営を促す意味でも終期を設定すべきである。

(6) 畜産協会活動事業費補助金
補助事業の経費の削減策について指導すべきもの

「畜産情報」発行費合計75万円の1/3である25万円が実質定額で補助されているが、有用な情報であるならば、情報誌としての採算性を確立し、また、情報化時代に対応し、ホームページを利用した情報の発信を検討すること等により、自立を図るべきものである。

(7) 効率的養蚕産地育成事業費補助金
補助金の対象者を直接事業者とすべき

良系統の選抜状況」が検証できる報告書とするよう、補助金交付要綱の運用における適正化を図った。
なお、平成15年度分の実績報告書については、写真以外にも検計品種ごとの検討結果や今後の方針等を添付させ、実績を適切に把握した。

補助金の終期を平成17年度と設定した。

補助金の終期を平成17年度と設定した。

平成16年度は、発行費用の縮減を図るため、当該補助金を10%削減した。
また、平成17年度以降は、ホームページを利用した情報発信を行うことなどにより、補助金に頼らない自立した事業への転換を図ることとした。

当該補助事業は、平成15年度をもって

<p>もの 糸繭農家が激減し、養繭の生産額が低下している状況で、事業費が養蚕産地育成指導員(9名)の給与である当事業に多額の補助金を支出することは、費用対効果という点からも公益性という観点からも問題がある。 養蚕産地再編推進事業そのものを廃止するか、あるいは直接に、生産農家の生産意欲を向上させるような事業となるよう抜本的な改革が必要である。</p>	<p>廃止した。</p>	<p>費補助金」は、県産米のブランド化を図るため新しい奨励品種の栽培普及、販売促進PR活動への助成を行っており、両者の事業内容は明確に区分されている。 平成16年度以降の実績報告書については、補助業務関係職員及び補助先に対し、事業内容の詳細が明らかに検証できる資料を添付するよう改めて徹底を図った。 また、平成15年度の実績報告書については、補助先に具体的な支出証書類及び成果等を示す書類等を提出させ、事業の実績を検証した。</p>
<p>(8) 茶産地育成推進事業費補助金 実績報告のチェック・指導を厳正に行うべきもの 申請書類と実績報告書がほぼ同一であり、報告書の内容も具体的な使途がわからない。 実績報告書は、具体的事業名を明らかにし、事業の実績の検証ができる内容とするよう指導を徹底すべきである。</p>	<p>平成16年度以降の実績報告書については、事業内容の詳細が明らかに解るような資料を添付するよう補助業務関係職員及び補助先に対し改めて徹底を図るとともに、平成15年度分の実績報告書には詳細な事業経費内訳書の提出を求めて事業の実績を検証した。</p>	<p>現在、補助金交付要綱により定められている対象者1名に補助を行っているが、この制度は、平成12年度で終了しており、新規融資への利子助成は行われていない。 また、この1名への補助金交付は、補助金交付要綱により、資金の償還期間中は打ち切ることとはできないが、平成27年度までの償還が終了した時点で事業が完了することとなる。</p>
<p>(9) 主要農作物生産改善対策事業費補助金 実績報告書が補助事業の実施状況を把握できる内容となっていないもの 補助対象事業の成果を検証できる詳細な実績報告書の作成を強く指導し、具体的な使途を明らかにすべきである。</p>	<p>平成15年度の実績報告書については、具体的な支出証書類及び成果等を示す書類等を提出させ、事業の実績を検証した。 また、平成16年度以降の実績報告書については、補助業務関係職員及び補助先に対し、事業内容の詳細が明らかに解るような資料を添付するよう改めて徹底を図った。</p>	<p>平成16年度当該補助金は廃止した。</p>
<p>(10) 甲斐のコメ販売強化対策事業費補助金 実績報告書の記載が事業実績を表示しているとは認めがたいもの 「主要農作物生産改善対策事業費補助金」と「甲斐のコメ販売強化対策事業費補助金」を分ける意味を明らかに</p>	<p>「主要農作物生産改善対策事業費補助金」は、主要農作物種子法により、稲・麦・大豆の優良種子の安定確保のための技術指導等に要する経費を助成するためであり、「甲斐のコメ販売強化対策事業</p>	<p>平成16年度当該補助金は廃止した。</p>

するとともに、「山梨県主要農作物生産改善協会」と「甲斐のコメ物語推進委員会」が別の組織であり、補助金が適正な事業に使用されているかを明らかにする詳細な実績報告書を提出させる必要がある。

(11) 山梨県自作農維持資金利子助成補助金

補助対象事業者が限定されていて公平性に疑いがあるもの
 対象が笛吹農業協同組合であり、現在の利用者も平成8年に申請された1名のみで、補助金額も僅少である。
 創設後40年を経過していることから、事業の成果を検証し、存続の是非を視野に入れた検討が必要な時期にきているものと考ええる。
 新規融資への利子助成を廃止するとともに、融資資金の償還期間もあることから、終期設定を行うべきである。

4 土木部
 (1) 山梨県CCI推進協議会(CCI山梨)補助金

公益上の必要性を検証し廃止を検討すべきもの
 制度創設から既に10年が過ぎ、改めて県と民間との役割分担の明確化の観点から公益性の有無を検証し、特定業種のイメーჯアップに県の補助金を出すべきか否かについて検討されたい。

琴川ダム建設推進同盟補助金
 補助対象事業の進捗度に応じた補助内
 平成16年度当該補助金は廃止した。

容とすべきもの
公益性及び費用対効果の観点から早期に見直すべきものと思料される。また、平成15年度に終期を迎えることを考えると、補助金の額についても検討を要すべきものである。

(3) 深城ダム建設推進回補助金
補助対象事業の進捗度に応じた補助内容とすべきもの
公益性及び費用対効果の観点から早期に見直すべきものと思料される。また、平成15年度に終期を迎えることを考えると、補助金の額についても検討を要すべきものである。

(4) 大門ダム負担金起債償還利子補給金
要綱を定め、補助金の支給根拠を明確にすべきもの
峡北地域広域水道企業団への起債償還利子補給について、大門川総合開発発事業に関する基本協定書、「大門ダム管理に関する協定書」等に記載はない。
要綱を定め、利子補給の根拠を明確にした上で助成すべきものである。

(5) 富士北麓流域下水道推進協議会補助金
合理的な補助額算定基礎を設定すべきもの
本事業の補助の開始時期は、昭和51年度から実施し、補助金交付要綱第3条に定める補助対象額は定額とするとし、その算定基礎は、流域面積、人口等を参考にしているとしているが、明確な算定基礎とはなっていない。
補助額の算定基礎には、普及率、事業規模等を加味し、他の流域下水道推進協議会（峡東、釜無川、桂川）に対する補助との整合性のあるものとすべきである。

平成16年度当該補助金は廃止した。

平成16年4月1日に利子補給を明確にする要綱を制定した。

平成15年度、県行財政改革プログラム（県単補助金の見直し）に基づき、流域下水道推進協議会補助金の見直しを図り、交付要綱の改正を行い、流域下水道推進協議会が行う事業のうち事業推進費のみを補助の対象とした。
具体的には、下水道普及啓発用品や業務研究会活動費等にかかる経費を対象とし、基礎額（4流域定額）に市町村割を加算した経費の2分の1以内を補助することとした。

(6) 峡東流域下水道推進協議会補助金
合理的な補助額算定基礎を設定すべきもの
本事業の補助の開始時期は、昭和51年度から実施し、補助金交付要綱第3条に定める補助対象額は定額とするとし、その算定基礎は、流域面積、人口等を参考にしているとしているが、明確な算定基礎とはなっていない。
補助額の算定基礎には、普及率、事業規模等を加味し、他の流域下水道推進協議会（富士北麓、釜無川、桂川）に対する補助との整合性のあるものとすべきである。

平成15年度、県行財政改革プログラム（県単補助金の見直し）に基づき、流域下水道推進協議会補助金の見直しを図り、交付要綱の改正を行い、流域下水道推進協議会が行う事業のうち事業推進費のみを補助の対象とした。
具体的には、下水道普及啓発用品や業務研究会活動費等にかかる経費を対象とし、基礎額（4流域定額）に市町村割を加算した経費の2分の1以内を補助することとした。

(7) 釜無川流域下水道推進協議会補助金
合理的な補助額算定基礎を設定すべきもの
本事業の補助の開始時期は、昭和53年度から実施し、補助金交付要綱第3条に定める補助対象額は定額とするとし、その算定基礎は、流域面積、人口等を参考にしているとしているが、明確な算定基礎とはなっていない。
補助額の算定基礎には、普及率、事業規模等を加味し、他の流域下水道推進協議会（富士北麓、峡東、桂川）に対する補助との整合性のあるものとすべきである。

平成15年度、県行財政改革プログラム（県単補助金の見直し）に基づき、流域下水道推進協議会補助金の見直しを図り、交付要綱の改正を行い、流域下水道推進協議会が行う事業のうち事業推進費のみを補助の対象とした。
具体的には、下水道普及啓発用品や業務研究会活動費等にかかる経費を対象とし、基礎額（4流域定額）に市町村割を加算した経費の2分の1以内を補助することとした。

(8) 桂川流域下水道推進協議会補助金
合理的な補助額算定基礎を設定すべきもの
本事業の補助の開始時期は、昭和53年度から実施し、補助金交付要綱第3条に定める補助対象額は定額とするとし、その算定基礎は、流域面積、人口等を参考にしているとしているが、明確な算定基礎とはなっていない。
補助額の算定基礎には、普及率、事業規模等を加味し、他の流域下水道推進

平成15年度、県行財政改革プログラム（県単補助金の見直し）に基づき、流域下水道推進協議会補助金の見直しを図り、交付要綱の改正を行い、流域下水道推進協議会が行う事業のうち事業推進費のみを補助の対象とした。
具体的には、下水道普及啓発用品や業務研究会活動費等にかかる経費を対象とし、基礎額（4流域定額）に市町村割を加算した経費の2分の1以内を補助する

<p>進協議会（富士北麓、岫東、桂川）に対する補助との整合性のあるものとすべきである。</p>	<p>こととした。</p>	<p>このため公有地等が販売されるまでは公社の利益が先行して過大計上となってしまう。 通常このような内部取引は、公表される決算の数値として処理されるべきものではない。 処理方法を是正すべきである。</p>	<p>平成15年9月に会計規程の一部改正に伴い、10万円以上の備品は減価償却資産として処理している。</p>
<p>財政援助団体の経営状況及び財政状態並びに事業の運営について II 山梨県土地開発公社 (1) 造成残地の処分を速やかに行うべきもの（再指摘） 前回監査で指摘のあった造成残地4画地のうち、3画地は未処分の状況にある。 一層の工夫をして処分を急ぐべきである。</p>	<p>未処分地 3 画地のうち、1 画地（324㎡）は隣接者と合意に達したので、平成16年8月に売買契約を締結した。 また、他の2画地についても隣接者等への処分に向けて折衝中である。</p>	<p>(5) 固定資産として管理すべきものが事業原価として処理されているもの 減価償却資産は、費用と収益が対応するという考えから購入時に一度に費用とされるものではなく、その使用の期間を通じて減価償却費という形で費用化していくものである。 これらは資産として計上し、耐用年数に応じた償却を行うべきであり、また資産管理の上からも台帳を作成するなど適正な処理を行うべきである。</p>	<p>平成15年10月7日、甲府税務署長あて消費税及び地方消費税更正請求、平成15年12月26日、同更正決定通知書を受領し、平成16年1月29日、同還付金を収納した。</p>
<p>(2) 保有土地の評価について検討すべきもの 未成土地の一部米倉山ニュータウン416,265.07㎡についてみると、時価評価の作業をしていない。 今後の米倉山ニュータウンに係る対応策を検討する際の重要な情報であり、適時に時価評価を行うべきである。</p>	<p>適時に時価評価を行うため、具体的な対応について検討を進める。</p>	<p>(6) 消費税の申告に誤りがあったもの 駐車場資産の取得は、課税資産の譲渡にのみ要する課税仕入であり14,827,396円の控除をすべきところなされていた。 消費税の申告は、複雑であり注意深く処理を行う必要がある。</p>	<p>平成15年10月7日、甲府税務署長あて消費税及び地方消費税更正請求、平成15年12月26日、同更正決定通知書を受領し、平成16年1月29日、同還付金を収納した。</p>
<p>(3) 附帯等事業・駐車場利用券の未利用額を掌握すべきもの 平成14年度において、駐車利用券の払い戻しが行われたが、販売された未利用券の金額が掌握されていない。 毎年度末にはその金額の掌握が必要である。</p>	<p>平成16年度の販売分から、利用券に販売年度を明示したので、平成16年度以降、年度毎の未利用券金額の掌握を可能とした。</p>	<p>(7) 買収予定地に関する情報収集を的確に行うべきもの 警察官待機宿舎に必要な用地（都留市古川渡）の取得について確実な見通しを持たないまま、測量・調査等を実施したため支出した費用が生きない状態になってしまっている。 また、土地の移転を伴わない取引であるにもかかわらず、その費用を「代行用地売却収益」から控除して経理しているのは適当でない。</p>	<p>委託者と事前の調整を十分に行い用地取得の確実性を見極め受託するよう努める。 また、今後とも適正な会計処理に努める。</p>
<p>(4) 事業資金活用に関する経理方法について検討すべきもの 内部受取利息については、当該事業年度の収益に計上されており、公有用地等に計上された内部支払利息は販売されて事業原価になるものであるから、販売されるまでは棚卸資産として計上されている。</p>	<p>内部受取利息の扱いについて、平成16年度会計処理から、売却するまでの間の内部支払利息は未払金として資産計上をしており、当該事業用地の売却時に収益として計上を行うこととした。</p>	<p>(8) 開発を凍結した土地の安全管理に注意すべきもの</p>	<p>安全管理のため防災パトロールを定期的に実施する。</p>

米倉山ニュータウンについて、コンクリート打設のない土を切り取ったままの擁壁部分が残されている。風雨による崩落等整形した土地の形状が崩れてしまう恐れがあり、同時に周辺に危険の及ぶ恐れもあることから、安全な管理のための対策を検討したい。

(9) 公共工事残土の受け入れに当たり注意すべきもの
三珠大塚地区拠点工業団地（第2期）用地として取得した低湿地（未造成）に、公共工事で発生した残土を受け入れているとのことであった。

しかしながら、重機を入れて作業している事業主体が誰であるかが明らかでなく、また、受け入れ土質、埋め立て工事に当たった条件等について、県との間に協定等の文書はないとの説明である。
土の受け入れに当たった条件等を書面におくよう処置すべきである。

(10) 駐車場敷地利用料の扱いについて協定等書面によるべきもの
米倉山ニュータウン借入金に係る利子負担対応として、引当金等による手当が困難なことから、県から駐車場（丸の内、北口）敷地の借地料の免除を受けている。
長期的な措置として行われたものであり、このような内容の措置は協定等の書面によるべきであり、直ちに書面による協定とすべきである。

(11) 幹線等事業に係る費用の積算に当たり留意すべきもの
平成14年度は、7名の職員を県事務所に派遣して、県職員と共同して用地取得事業に従事させ、その費用として、

公共事業残土の搬入に当たっては、事業主体を明確にした上で、土質等の受入条件等について事業主体と書面による協定を結ぶこととした。

県と協議の上、平成16年度から書面による協定を締結することとした。

平成16年度から山梨県土木部用地事務委託要領に定める計算式に従った算定額とする。

「山梨県土木部用地事務委託要領」の定めるところにより、県からの委託費の支払いを受けることになっている。平成14年度の事業費に事務比率を乗じて得た額に消費税を加算した額（46,374,654円）が公社の受け取り額になるはずのところ、県と公社との契約上は、43,772,494円と2,602,160円少ない額となっている。
公社の経営状況から見ても、要領に定める計算式に従った算定とすべきである。

III 山梨県住宅供給公社

(1) 完成工事についての会計処理に誤りのあるもの

平成14年度に発注した外壁工事が、繰越工事として、平成15年7月に完成。公社では、平成14年に業者に対し前払金を支払った。

この会計について、公社では、修繕引当金の取り崩し処理を行い、前渡金として貸借対照表上は計上していない。

本来、工事完成をもって、修繕引当金の取り崩し処理をすべきであり、支払い年度においては、前渡金として処理し完成年度に引当金の振替処理をすべきである。

(2) 住まいのしおりの改定は適時に行うべきもの

県営住宅の入居者に対して、入居条件の説明を行うときに使用している住まいのしおりの更新が一部なされておらず、実際のしおりに記載された内容に差が生じている。

入居予定者に対し、正確な入居条件等を開示するためにも条件変更があった場合には、重要事項説明に代替

会計年度において、前渡金、修繕引当金の処理を区別し、明確な処理を行う。

平成15年度中に、改定すべき部分については、改定が済んでいる。
今後は、条件変更があった場合は、随時改定するようにする。

<p>る住まいのしおりを改定すべきである。</p>	<p>建物の構造、規模、建物金額等は、当初から契約書に記載することとし、内容に変更が生じた時は、同契約書第2条により精算書を作成のうえ、契約者に通知し契約内容を確定することとする。 なお、「分譲住宅譲渡契約に係る確約書」は廃止する。</p>	<p>社の実態を開示すべきものと史料される。</p>
<p>(3) 分譲住宅譲渡契約を検討すべきもの 売建契約は、土地の販売時に建物の販売も同時に行うため、「分譲住宅譲渡契約書」において、建物の金額や規模等を空欄のまま締結し、最終的にこれらの事項が確定した時に記入しているが、譲渡契約内容としては、不適切と考えられ、検討が必要である。 また、「分譲住宅譲渡契約に係る確約書」について印紙の貼付が行われていない。 取引の実態に基づけば予約契約書と見なされるので、課税文書に該当する。 契約にあたっては、適切な処理に努められたい。</p>	<p>平成15年度決算報告書から記載を行うこととした。</p>	<p>新たなリース契約に関しては、2社以上から見積もりを徴するなど、適正な処理を行っている。</p>
<p>(4) 決算報告書作成にあたり留意すべきもの ① 「新基準の適用についての注記」をすべきもの 平成14年度から「地方住宅供給公社会計基準」が適用されており決算報告書には、「新基準の適用についての注記」が必要であるが、記載されていない。</p>	<p>平成14年度から新会計基準による会計処理を行っているが、現在も、全国住宅供給公社連合会による会計基準検討委員会において、会計基準の内容検討が継続中であるため、委員会の検討を踏まえる中で、処理計上を行うものとする。</p>	<p>山梨県土木部が発行する「土木工事積算基準書」の公園植栽工を基本に一位代価表にて、設計内訳の明確化を図る。</p>
<p>② 賞与引当金を計上すべきもの 平成14年度決算報告書では賞与引当金が計上されていない。 期間損益計算をより適正に行うためには、賞与引当金を計上すべきである。</p>	<p>全国住宅供給公社連合会による会計基準検討委員会において、減損会計の適用について検討がなされている。 委員会の検討を踏まえる中で、処理計上を行うものとする。</p>	<p>山梨県道路公社 1 ハヶ岳横断有料道路の無料開放について (1) 償還金について当初計画に問題があったもの 企業局が昭和51年度に有料道路事</p>
<p>③ 時価会計の導入を検討すべきもの 地方住宅供給公社会計基準では、規定されていないが、販売用不動産等の強制評価減や減損会計の適用を検討し、より正確な時価に即した公</p>	<p>全国住宅供給公社連合会による会計基準検討委員会において、減損会計の適用について検討がなされている。 委員会の検討を踏まえる中で、処理計上を行うものとする。</p>	<p>受託事業による経営の活性化を図るため、市町村公営住宅管理業務について、一部の市と協議中であり、事業実現に向けて対応したい。</p>
<p>る住まいのしおりを改定すべきである。</p>	<p>平成14年度から新会計基準による会計処理を行っているが、現在も、全国住宅供給公社連合会による会計基準検討委員会において、会計基準の内容検討が継続中であるため、委員会の検討を踏まえる中で、処理計上を行うものとする。</p>	<p>山梨県道路公社 1 ハヶ岳横断有料道路の無料開放について (1) 償還金について当初計画に問題があったもの 企業局が昭和51年度に有料道路事</p>

<p>業として策定した償還金額（14億円）は、開設から25年後の無料解放時には6億円が償還不足となり、これを県が補助金として負担したことになる。当初計画の通行量と通行料収入が、実績と乖離したことによる。</p> <p>(2) 引継手続きについて検討すべきもの 引継ぎに関して別途覚書を交わし、道路付帯設備の撤去費は県が負担するとしている。 県と公社との適切な負担区分の算定について、今後の有料道路事業の中で検討すべきである。</p> <p>2 富士河口湖有料道路について (1) 道路管理費のうち資産に計上すべきもの 大規模改修が修繕費として費用処理されているが、資本的支出として資産計上すべく、道路資産の取扱・料金変更・徴収期間の変更などを含めて、国と協議すべきである。</p> <p>(2) 平成17年6月の無料開放に備えて資料を備えるべきもの 富士山有料道路と河口湖大橋有料道路は料金フリー制をとっているが、今後の富士山有料道路のあり方を検討する資料となるよう路線毎の維持管理費を算定するなど経営資料の蓄積に努められたい。</p> <p>(3) 回数券の管理を適切にすべきもの 回数券の実査を管理者が行っていない。 実査を行うとともに回数券の配布方法について検討されたい。</p>	<p>求めていく。</p> <p>今後の有料道路事業において国と協議し、適切な負担区分について検討していく。</p> <p>大規模な修繕・改修については、経理方法等を国と協議し、検討していく。</p> <p>分割収支明細書等の富士山有料道路の今後の検討資料となる経営資料を蓄積しつつある。</p> <p>平成15年度末に実査を行った。 また、回数券の配布については、売上げ状況や過去の実績を勘案しつつ適切な量を配布する。</p>	<p>3 清里高原有料道路について (1) 固定資産の会計処理を適切にすべきもの 取得時に費用処理したことにより簿外資産となっている固定資産がある。 適正な会計処理をされたい。</p> <p>(2) 有料道路の管理費を適切に計上すべきもの 清里高原有料道路が供用開始された平成10年6月から八ヶ岳横断有料道路が無料開放された平成13年10月まで両有料道路の管理は現清里高原有料道路の管理事務所で行っていた。この間、費用計上が明確に区分されていまいと思われる処理があった。</p> <p>(7) 料金徴収委託費 平成10年度から平成12年度の料金徴収事務委託費計上額は、算式により計上しているが、平成13年度の元帳を見ると、一旦同基準で計上した後、年度末の日付で、清里高原有料道路から八ヶ岳横断有料道路へ「無料開放に伴う清算振替」なる摘要で料金収入により按分し振替が行われている。 各有料道路に関連付けられる費用については、それぞれの有料道路に計上すべきである。 (4) 役員報酬・手当等・共済費 人件費は両有料道路共通費と考えられるが、共通費は、合理的な基準で各有料道路に配賦すべきであり、両有料道路の人件費の配賦は適切な処理とはいえない。</p> <p>(3) 平成14年3月時点での当初予想と実績の乖離について 通行料収入の実績は計画の25%、償還準備金は計画の12.2%である。</p> <p>資産計上を行い、前期損益修正を行う。 今後、同一事務所で複数路線を管理する場合は、路線固有の経費を適切に配賦するための会計基準を明確にし、一貫性・合理性のある会計処理を行う。 繰上償還により、平成17年度中を目途に無料開放する方針とした。</p>
---	--	---

<p>平成10年の開業から4年経過した時点の業績であるが、この状態が続き今後収益改善の見込みが期待できないようならば、繰上げ償還により一般道路化することも検討する必要がある。</p> <p>4 雁坂トンネル有料道路について (1) 整理簿の運用を適正に行うべきもの 未収入金の収受、未払費用の支出があったにもかかわらず、未収入金整理簿、未払費用整理簿について記入がなされていなかった。経理規定に基づいて適正な運用を行わなければならない。</p>	<p>平成10年の開業から4年経過した時点の業績であるが、この状態が続き今後収益改善の見込みが期待できないようならば、繰上げ償還により一般道路化することも検討する必要がある。</p> <p>未記入については直ちに是正した。今後はこのようなことがないよう適正な運用に配慮する。</p>	<p>の整備促進を働きかけていく。</p>
<p>(2) 埼玉県に経営成績の報告を行うべきもの 遅れている埼玉県側の道路整備が促進される効果も期待できることから、埼玉県に対し、これまで以上に経営状態についての情報提供を行うことにより、相互に連携して、有料区間前後の国道140号についても整備を促進するよう一層の努力が求められる。</p>	<p>出資者である埼玉県に対し、毎年度の決算報告等の詳細な情報提供を行うとともに、両県で連携して国道140号の整備を促進していく。</p>	<p>今後、融資・資金調達・償還制度等については、全国地方道路公社連絡協議会を通じて、国とも協議しながら制度の緩和を求めていく。</p>
<p>(3) 修繕準備引当金の引当額を検討すべきもの 建設省（現国土交通省）からの引き継ぎ分設備についても、修繕が必要となった場合でも道路公社が費用負担しなければならぬ。 現在のところ、大規模な修繕が発生していないが、予想される修繕を想定して正確に算定して修繕引当金を計上する必要がある。</p>	<p>今後、国が施工した部分についても修繕準備引当金の対象となるよう国と協議していく。</p>	<p>指導料等の報酬を支払う場合は所得税法に規定する所得税額の源泉徴収を行う。</p>
<p>(4) 平成15年3月時点での当初予想と実績の乖離について 達成率は、台数ベースで80%台、金</p>	<p>埼玉、山梨の両県で構成する甲府・熊谷線国道改修促進期成同盟会が設立されており、今後も積極的に西関東連絡道路</p>	<p>額ベースで60%台後半で推移している。原因として、埼玉県側の道路整備が当初より進んでおらず、大型車両が通行しにくいことが考えられる。埼玉県との協議の場を設け、埼玉県側の道路整備の促進を働きかける必要があると思われる。</p> <p>5 各有料道路に共通する事項 計画と実績の乖離については、各有料道路固有の原因もあるが、本質的な問題の1つとして計画策定の制約条件に地方道路公社法そのものの考え方に原因があると考えられる。 すなわち、NTT資金の融資を受けるために25年で償還できるように通行料を見積もらざるを得ないこと等の制約のもとで長期の償還と無料開放計画を立案しなければならない。 資金の調達、県の負担等も含めて、国とも協議して現実性のある計画の策定を行うべきである</p> <p>V 株式会社清里の森管理公社 (1) 報酬支払い時の源泉所得税の処理を適正にすべきもの 囲碁の集い指導料の支出については、公社が源泉所得税を納付すべきところ全額を相手方に支払っている。適正に処理されたい。</p> <p>(2) 施設の有効利用を図るべきもの 平成14年度の「森の音楽堂」の利用状況は、建設費185百万円に比して必ずしも有効に利用されているとはいえない。 イベントを定期的に開催するには地理的には離れているなどの問題点があるが、これらを克服し利用の促進を図るべきである。</p> <p>平成15年度に策定した清里の森管理公社経営計画に基づく事業等を充実（アラチェアバンドへの低価格での開放、貸しホールとしてのPR強化、各種展示会の開催）させることにより、「森の音楽堂」の利用を促進し稼働率を向上させていく。</p>

<p>(3) 美術品の預かり関連書類を整備すべきもの 「森のプラザ館」5区画は、現在借主がいなかったため1階2区画を木工教室に転用し、2階3区画を陶芸美術館に転用している。 これについて、営業施設ではないため平成8年3月28日付けで目的外使用申請書が提出されているが許可承認の記録がない。 また、陶芸美術館の陳列作品について、作者（所有者）と作品預かりに関する取り決めがなく、損壊した場合の責任の所在が明確でない。</p>	<p>使用許可及び陳列作品の責任の所在を明確にするための書面を整備した。</p>	<p>これらの債権について、県は賃料について契約解除しており、公社は備忘価格1円で計上しているが、貸倒処理、あるいは債権放棄の手続きについて稟議決裁がない。 決裁書類を具備すべきである。</p> <p>(8) 決算書に關すること (7) 退職給付引当金の計上を検討すべきもの 公社の平成15年3月31日時点で自己都合退職における要支給額合計は2,024万円であるのに対し、特定退職共済の積立額が1,132万円、他の積立金は67万円であり、差引825万円の積立不足となっている。 当該積立不足額については、退職給付引当金を計上すべきところではない。 退職給付引当金の計上を検討すべきである。</p> <p>したものではない。 県の未納賃料の処理方針と同調し対応する。</p>
<p>(4) 棚卸関係書類を適切に記入すべきもの 「森の工房」にかかる棚卸関係書類に担当者、日付印のないものが見受けられた。 正確に記載すべきである。</p>	<p>平成15年度期末より改善した。</p>	<p>掛け金の増額及び別途特定預金を行うなど段階的に不足額の解消に努めている。(平成16年3月31日時点で積立不足額は522万円まで改善した。) 不足額については、公社の負債として明確に捉える必要があることから、退職給付引当金の計上を検討する。</p>
<p>(5) テナント賃貸料の割引について検討すべきもの テナントの賃貸料については、当初3年間は割引賃料とし、その後基本賃料に戻すことになっていたが、平成11年3月31日の「覚書」で割引のまま据え置くことにした。 その後、各店舗の経営状況についての報告を求めているが、これに応じない店舗もあるとの説明である。 しかしながら、賃貸借契約書には、テナントには営業状態の報告義務が明示されていることから、経営状況の把握に一層努力し、賃貸料額の適正性の検証を的確に行うべきである。</p>	<p>平成12年6月に公社とテナントの間で割引賃料を基本賃料とする旨合意がなされている。 なお、今後は契約に基づきテナントの経営状態の把握に努め、賃貸料額の適正性の検証を行っていく。</p>	<p>平成15年度末より改善し、所長を除いた7名を基礎とし算出している。 算出方法については、平成16年度の賃料との支給見込額を基準として計上することとした。</p>
<p>(6) 貸倒処理についての書類を具備すべきもの 別荘地区における共益費未収金のうち償却済みのものが2件ある。</p>	<p>貸倒損失の費用計上については取締役への口頭説明で承認は得たものの稟議決裁がなかったが後日決裁処理を行った。 なお、備忘価格を残したため債権放棄</p>	<p>(9) 役員報酬限度額を決議すべきもの 定款において「取締役及び監査役の報酬は株主総会の決議をもって定め</p> <p>定款に従い役員報酬の限度額を上程することとし平成16年度の株主総会から決議を受けている。</p>

<p>る。」と規定されている。 通常、株主総会において役員報酬の限度額を定め、具体的な報酬額については取締役会で決議される。 監査日現在、株主総会において役員報酬限度額を決議した議事録を確認することができなかった。 定款の規定どおり報酬限度額の決議をするべきである。</p>	<p>現在、供与元との関係が途絶えているため、契約書等の作成は不可能であるが、当該資産については所有権の帰属を明確にするため、公社の固定資産として台帳管理をしている。</p>	<p>レンガ表面が滑りやすく危険であるため、噴水の着地点の調整により水が飛び散らないよう改善された。 ③水銀灯の一部について電球が切れている。 特注品のため汎用部品での修理・交換ができず、電灯全体を交換することにより修繕費が高くなるため、修繕できない状況となっている。 早期に修繕するとともに、今後の設備には、後の維持管理費用を考慮し、部品の交換の容易なものを検討すべきである。</p>
<p>(10) 固定資産の管理に関すること (7) 固定資産の位置付けを明確にするべきもの 資産のうちにバックホーが、無償貸与か、無償供与されているの不明である。 これは、東京電力輸送変電建設所と県林務部及び公社との間でかわされた「確認書」により、東京電力輸送の関係会社 A 社から納品されたものである。 監査日現在、受入関係書類が整備されていない。 所有権の帰属を明確にするべきである。</p>	<p>④森の音楽堂のステンドラスが曲がっている。原因は、経年変化と構造がガラスへのスチール焼付けによるものであるため、直射日光に弱く、寒暖の差が激しい場所には不向きであるという施工上の問題である。 平成 15 年度に補修工事を試みようとしたところ施工上の問題から実施できなかった。 今後できる限り修繕をしていくとともに、設備投資に際しては、寒暖など地域の特長性を十分に考慮すべきである。</p>	<p>破損した鈍型カバーについては代替品による修繕を行ってほしい。 今後の設備には後のメンテナンスが容易なものを選択する。</p>
<p>(4) 安全上・防犯上の理由から修繕を早期にすべきもの ① A,B,C,D,E の各テニスコートのうち A-2、B-2 コートの傷みはかなり激しく、簡易的な補修ではプレーするのに危険な状態にまでなっている。 全面補修は県に依頼しているところ、折りからの財政難でなかなか補修されていないが、利用者の安全の観点からも早急な対応が望まれる。 ② 出合いの広場にある噴水「フライングウォーター」の着水点がずれてきており、一部水が広場に飛び散っている。</p>	<p>応急補修を行うとともに利用者の安全を確保するため、早急に全面補修を行ってほしい。 これまで水量調整を行うなど対応してきたが、抜本的には電磁弁の交換等が必要である。 改修するまでの間は着水点がずれてい</p>	<p>(11) 切手の管理を適切にするべきもの 公社では切手を販売しているが、販売するものと自社で使用するものがある。 当時は県と公社の間で明確な役割分担が存在しておらず、過去の工事でもあり経緯が確認できない。 現在は県と公社の役割分担に応じた負担になっている。 自社使用分については、平成 15 年度期末より貯蔵品として通信費から控除した。</p>

<p>り、販売する分は商品として仕入に計上し、自社使用分については、購入時に通信費として費用処理されている。自社使用分の切手については、購入簿と使用簿は作成されているものの、受払簿となっておらず、帳簿残高が把握できない。</p> <p>また、期末時の切手の残高については、使用分の削除がなされていない。自社使用分の切手については受払簿を作成し、残高が把握できるようにしておく必要があり、また、貯藏品として通信費から控除すべきである。</p>	<p>受払簿を作成し帳簿残高が把握できるよう整備した。</p>	<p>裁判等で県・公社共通の滞納者に対し連携して処理した事例がある。今後も連携することにより効率的な処理ができるケースについては積極的に行っていくたい。</p>
<p>(12) パークゴルフの回数券の管理を適切にすべきもの</p> <p>パークゴルフの回数券については連番管理等が行われていない。現実にはまだ、利用例がないとのことであるが、今後利用されることも見込まれるので、規程をおき、管理責任者を定めるなど管理の明確化を図るとともに、連番管理をすべきである。</p>	<p>平成16年度中に規程を整備し管理の明確化を図る。</p>	<p>本来共益費の額の改定を検討するところであるが、経済状況等厳しい状態であり困難である。</p> <p>別荘管理業務の内容を見直し、より一層効率的な業務の推進方法を検討することにより経費の圧縮に努め共益費収支の改善を図っていくたい。</p>
<p>(13) パークゴルフ場に関する県との契約を明確にすべきもの</p> <p>パークゴルフ場は、管理委託契約にうたわれている維持管理業務の一環であるとの解釈から、同契約の規定による「承認」手続きを行い、施設の現状変更によってパークゴルフを経営している。</p> <p>パークゴルフ場を含む土地の管理委託を受けているものの、営業に利用することに關しては県と明確な契約はない。</p> <p>公社は、テニスコート等の事業に關しては県に賃貸料を支払っていることから、パークゴルフ場の敷地利用に關してもテニスコート等と同様に明確な利用契約を結ぶべきである。</p>	<p>テニスコートは県が施設整備し公社に貸し付けているものであるが、パークゴルフ場は公社自らが整備した施設である。</p> <p>また、当時の公社から県に対するパークゴルフ場の設置・運営についての申請は、施設の運営を含んだ管理委託契約に基づき、営業施設としての利用を前提として行われたものであり、県は営業面での審査も併せて行い承認したものである。</p> <p>よって新たな利用契約を締結する必要はないものと考えている。</p>	<p>全体の路面状況を調査した上で逐次計画的な補修を進める。</p>
<p>(14) 別荘地共益費滞納整理について県賃貸料滞納整理と連携すべきもの</p> <p>同一の滞納者に対する支払の督促や請求訴訟を県は賃貸料について、公社は共益費について別々に行っている。</p> <p>同一土地に係る賃借人の賃料・共益費等の滞納があった場合には、県・公社が連携して効率的な処理をするよう検討されたい。</p>	<p>(15) 別荘地の共益費収支のマイナス傾向への対応を検討すべきもの</p> <p>平成11年度以降、収支がマイナス状態となり、そのマイナス幅が増加傾向にある。</p> <p>共益費の額の見直し、共益費で賄う別荘管理業務の見直し等についての速やかな対応の検討に着手すべきである。</p>	<p>センター施設は、別荘分譲時の権利金収入を財源として別荘地の付加価値を高めることを一義に別荘地と一体に整備したものである。</p> <p>直接に県民の福祉の増進を目的としたものでなく、収益事業である別荘の付帯施設としての役割を強く担ったものであり、公の施設の要件に適合しないため指定管理者制度は導入しないものである。</p>
<p>(16) 別荘地内道路の補修について検討すべきもの</p> <p>別荘地内を実査したところ、補修工事が行われた部分と路面が掘れてしまっている部分が見受けられた。</p> <p>供用開始後、20年近くが経過しており、全体の状況を調査の上、計画的な補修をするよう検討すべきである。</p>	<p>(17) 林地の有効活用策として実施する事業の位置付けについて検討すべきもの</p> <p>「清里の森」センター施設には、清里の森管理センターを中心にテニスコート、パークゴルフ場、森の音楽堂、森の工房、森のプラザ等が配置されている。</p> <p>いずれの施設も県が所有するものであり、管理を公社に委託している。</p> <p>この委託契約に基づき公社は施設の一部を有料若しくは無料で借受け、上記の事業に供しその収入を公社の収入</p>	<p>セーター施設は、別荘分譲時の権利金収入を財源として別荘地の付加価値を高めることを一義に別荘地と一体に整備したものである。</p> <p>直接に県民の福祉の増進を目的としたものでなく、収益事業である別荘の付帯施設としての役割を強く担ったものであり、公の施設の要件に適合しないため指定管理者制度は導入しないものである。</p>

としている。
これらの施設は、法にいう「公の施設」といえる面を有しているとも考えられるので、これらの施設の使用料金の徴収及びその帰属について、法改正による指定管理者制度をも勘案しその方式について検討されたい。